

中国(仮訳)

ウナギ養殖業		概要
ウナギ養殖業の条件	自由 / 許可など必要	
許可などの根拠	法律 / その他	中華人民共和国農業省法令「干潟及び水域における養殖の管理及び許可発給に関する措置」
管理主体	水産庁	
上記制限の内容		
① 許可数上限	全体 / 地域別 / 無	許可対象: 業者 / 養殖場 、その他() データなし 許可件数:
② 施設規模上限	有 / 無	
③ ニホンウナギの池入れ量上限	全体 / 地域別 / 個別 / 無	科学者会合による科学的助言を可能な限り考慮した上で、将来の非公式協議において補足的な措置を含め検討する。
④ ニホンウナギ以外の種のウナギの池入れ量上限	全体 / 地域別 / 個別 / 無	科学者会合による科学的助言を可能な限り考慮したうえで、将来の非公式協議において補足的な措置を含め検討する。
⑤ 池入れサイズ制限	全体 / 地域別 / 無	
⑥ 池入れ期間制限	全体 / 地域別 / 無	
⑦ その他の制限	全体 / 地域別 / 無	
⑧ 池入れ数量の把握・管理主体	地方自治体	シラスウナギの池入れシーズンの終わりに養殖業者から地方自治体に対して池入れ量を報告
⑨ 出荷数量の把握・管理主体	地方自治体	毎年、養殖業者から地方自治体に対して生産量を報告
⑩ 罰則	有 / 無	養殖の禁止
業界による自主的な取組		

シラスウナギ漁		概要
シラスウナギ漁の条件	自由 許可など必要	
許可などの根拠	法律 その他	2022年長江河口の禁漁区及びそれに隣接する水域における稚ウナギの漁獲管理に関する通知
管理主体	地方自治体	
上記制限の内容		許可対象:個人、組合、その他(養鰻業者) : 2021年1月1日より、長江の河口水域の稚ウナギの特別漁業許可の発給を終了している。同時に、漁業水域において、2022年のシラスウナギの特別漁業許可の数は2021年を超えないこととし、許可あたりの漁網の数は100を超えないこととし、漁網あたりの網の開口の回数は1を超えないこととするよう取り決めている。
① 許可数上限	全体 地域別 / 無	2021年1月1日より、長江の河口水域の稚ウナギの特別漁業許可の発給を終了している。同時に、漁業水域において、2022年のシラスウナギの特別漁業許可の数は2021年を超えないこととするよう取り決めている。
② 漁法の制限	有 / 無	許可あたりの漁網の数は100を超えないこととし、漁網あたりの網の開口の回数は1を超えないこととするよう取り決めている。
③ 採捕量上限	全体 / 地域別 / 個別 / 無	
④ サイズ制限	全体 / 地域別 / 無	
⑤ 採捕期間制限	全体 / 地域別 / 無	いくつかの沿岸漁業地域では、11月上旬から翌年4月の下旬まで漁獲が可能としている。
⑥ 採捕数量の把握主体	地方自治体	採捕者は地方自治体に採捕データを報告し、地方自治体は農業省漁業局に報告。
⑦ 罰則	有 / 無	罰則: 許可なしで操業した場合: 重大な違反(目合いが2.5cm未満の漁網の使用)に対しては、法律に従って刑事責任が問われ、3年未満の懲役が科される。 根据《浙江省渔业管理条例》和《杭州市渔业资源保护管理规定》，鰻苗属于有重要经济价值的水产苗种，须在取得专项捕捞许可证前提下，方可实施捕捞作业。如未取得专项捕捞许可，擅自进行捕捞鰻苗的，将依照无证捕捞依法予以查处，情节严重的（因捕捞鰻苗涉嫌使用网目尺寸小于2.5厘米的禁用网具，捕捞鰻苗价值超过500元），将依法追究刑事责任。
業界による自主的な取組		

親ウナギ漁		備考
親ウナギ漁の条件	<input checked="" type="radio"/> 無 <input type="radio"/> 許可など必要	
許可などの根拠	法律／その他	
管理主体	地方自治体	
上記制限の内容	<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無	許可などの対象: 個人、組合、その他()
① 許可数上限	全体／地域別 <input checked="" type="radio"/> 無	
② 漁法の制限	有 <input checked="" type="radio"/> 無	
③ 採捕量上限	全体／地域別／個別 <input checked="" type="radio"/> 無	
④ サイズ制限	全体／地域別 <input checked="" type="radio"/> 無	
⑤ 採捕期間制限	全体／地域別 <input checked="" type="radio"/> 無	
⑥ 採捕数量の把握主体		
⑦ 罰則	有 <input checked="" type="radio"/> 無	
業界による自主的な取組		

その他、特筆すべき資源管理措置がある場合は、以下に記入してください。

日本(仮訳)

ウナギ養殖業		概要
ウナギ養殖業の条件	自由/ 許可など必要	
許可などの根拠	法律 /その他	内水面漁業の振興に関する法律(平成26年法律第103号)平成26年6月27日 内水面漁業の振興に関する法律施行令(政令第324号)平成26年10月1日
管理主体	水産庁	
上記制限の内容		
① 許可数上限	全体 /地域別/無	許可対象:業者 養殖場 、その他() 許可件数:にほんうなぎ451件、にほんうなぎ以外の種のうなぎ103件(2022年11月-2023年10月漁期)(2022年11月1日時点)
② 施設規模上限	有 /無	許可証に記載されている養殖池の総面積の範囲
③ ニホンウナギの池入れ量上限	全体 /地域別/ 個別 /無	ニホンウナギ全体で21.7トンの範囲内(上限)で、養殖業者ごとに上限を設定
④ ニホンウナギ以外の種のウナギの池入れ量上限	全体 /地域別/ 個別 /無	ニホンウナギ以外の種のウナギ全体で3.5トンの範囲内(上限)で、養殖業者ごとに上限を設定
⑤ 池入れサイズ制限	全体/地域別/ 無	
⑥ 池入れ期間制限	全体/地域別/ 無	
⑦ その他の制限	全体 /地域別/無	・うなぎ養殖業者が、既養殖うなぎを更に別のうなぎ養殖業者の養殖用に出荷する場合には、必要事項を記載した出荷種類を出荷先に提出しなければならない ・ニホンウナギ以外の種のウナギを養殖する場合には、当該うなぎを公共の用に供する水面に放出してはならず、また、当該うなぎの逸出を防止するために必要な措置を講じなければならない
⑧ 池入れ数量の把握・管理主体	水産庁	毎月、養殖業者から国に対して池入れ数量を報告(法律に基づく義務)
⑨ 出荷数量の把握・管理主体	水産庁	毎月、養殖業者から国に対して池入れ数量を報告(法律に基づく義務)
⑩ 罰則	有 /無	無許可養殖の罰則:3年以下の懲役又は200万円以下の罰金
業界による自主的な取組		

シラスウナギ漁		概要
シラスウナギ漁の条件	自由 許可など必要	
許可などの根拠	法律 / その他	漁業法(昭和24年法律第267号)及び水産資源保護法(昭和26年法律第313号)に基づく都道府県の漁業調整規則(特別採捕許可)
管理主体	地方自治体	
上記制限の内容		許可対象: 個人 組合 その他(養鰻業者) 許可件数: 4,467件 採捕従事者: 16,645人(2021-2022年漁期)
① 許可数上限	全体 地域別 / 無	漁協、漁協の組合員、養鰻業者等に限定
② 漁法の制限	有 / 無	各都道府県によって使用できる漁具・漁法を限定
③ 採捕量上限	全体 地域別 個別 / 無	過去の実績、池面積等に応じて採捕量を決定
④ サイズ制限	全体 地域別 / 無	漁業調整規則の体長制限の解除
⑤ 採捕期間制限	全体 地域別 / 無	概ね12月から翌年4月
⑥ 採捕数量の把握主体	地方自治体	採捕者は地方自治体に報告(義務)、地方自治体は国に情報提供(任意)
⑦ 罰則	有 / 無	罰則: 許可なしで操業した場合、6ヶ月以下の懲役又は10万円以下の罰金 (2023年12月以降、許可なしで操業した場合は、3年以下の懲役又は3,000万円以下の罰金)
業界による自主的な取組		

親ウナギ漁		備考
親ウナギ漁の条件	自由 <input checked="" type="checkbox"/> 許可など必要	
許可などの根拠	<input checked="" type="checkbox"/> 法律 / <input type="checkbox"/> その他	漁業法(昭和24年法律第267号)及び水産資源保護法(昭和26年法律第313号)に基づく都道府県の漁業調整規則、漁業権行使規則、遊漁規則、委員会指示
管理主体	地方自治体	
上記制限の内容	<input checked="" type="checkbox"/> 有 / <input type="checkbox"/> 無	許可などの対象 <input checked="" type="checkbox"/> 個人、組合、その他()
① 許可数上限	全体 / 地域別 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
② 漁法の制限	<input checked="" type="checkbox"/> 有 / <input type="checkbox"/> 無	各都道府県によって使用できる漁具・漁法を限定
③ 採捕量上限	全体 / 地域別 / 個別 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
④ サイズ制限	全体 <input checked="" type="checkbox"/> 地域別 / 無	概ね20~30cmを下限に設定
⑤ 採捕期間制限	全体 <input checked="" type="checkbox"/> 地域別 / 無	各都道府県によって採捕禁止期間を設定(産卵に向かうために河川から海に下る時期である概ね10月~3月)
⑥ 採捕数量の把握主体		
⑦ 罰則	<input checked="" type="checkbox"/> 有 / <input type="checkbox"/> 無	罰則: 漁業調整規則(6ヶ月以下の懲役又は10万円以下の罰金)、委員会指示(1年以下の懲役又は50万以下の罰金)
業界による自主的な取組		2018年7月、全国内水面漁場管理委員会連合会及び全国内水面漁業協同組合連合会は、産卵のために川から海に向かう下りウナギの保存の取組みを全国的に促進する旨の決議を共同採択。

その他、特筆すべき資源管理措置がある場合は、以下に記入してください。

韓国(仮訳)

ウナギ養殖業		概要
ウナギ養殖業の条件	自由 (許可など必要)	養殖産業開発法43条(養殖の許可)において、うなぎ養殖は許可の対象であると規定(2019年8月27日制定、2020年8月27日に発効)。
許可などの根拠 ※	(法律) / その他	養殖産業開発法43条(養殖の許可)において、うなぎ養殖は許可の対象であると規定(2019年8月27日制定、2020年8月28日に発効)。
管理主体	海洋漁業省養殖業課内水面漁業チーム	報告先: 地方自治体
上記制限の内容		
① 許可数上限	全体 / 地域別 (無)	許可対象: 業者、養殖場 (その他(個人)) 報告件数: 589件(2022年現在)
② 施設規模上限	有 (無)	
③ ニホンウナギの池入れ量上限	全体 / 地域別 (個別) / 無	うなぎ養殖業者で構成される養鰻水協により池入上限を自主規制: ニホンウナギの上限を11.1トンに設定
④ その他のウナギの池入れ量上限	全体 / 地域別 (個別) / 無	うなぎ養殖業者で構成される養鰻水協により池入上限を自主規制: ニホンウナギ以外のウナギ種全体で上限を13.2トンに設定
⑤ 池入れサイズ制限	全体 / (地域別) / 無	1匹あたり0.3グラム以下(水産資源管理法第35条、施行令第18条、施行規則第17条)
⑥ 池入れ期間制限	全体 / 地域別 (無)	
⑦ その他の制限	全体 / 地域別 (無)	
⑧ 池入れ数量の把握・管理主体	養鰻水協	養鰻水協による養殖場ごとの調査
⑨ 出荷数量の把握・管理主体	養鰻水協	水産物出荷管理支援法(2016年12月2日)及び施行規則(2017年6月)の改正により、ウナギの流通先を指定する法律が発効予定。施行規則第7条第2項(2018年7月2日)。
⑩ 罰則	有 (無)	<ul style="list-style-type: none"> ・無許可で養殖を営んだ場合の罰則: 500万ウォン以下の罰金 ・池入れ数量制限を超えた場合の罰則: 無 ・指定先で取引しなかった場合の罰則: 2年以下の懲役又は2,000万ウォン以下の罰金
業界による自主的な取組		2014年に合意された「共同声明」の遵守

シラスウナギ漁		概要
シラスウナギ漁の条件	自由 許可など必要	承認が必要(内水面漁業法、漁業法)
許可などの根拠	法律 その他	漁業法第41条第3項(シラスウナギすくい網漁業)、内水面漁業法第9条(内水面種苗採捕許可)漁業法(2010年4月23日発効)、内水面漁業法(2000年7月29日発効(承認は、内水面漁業開発促進法(1976年7月9日)以降義務)
管理主体	海洋漁業省養殖産業課内水面漁業チーム	許可主体:地方自治体
上記制限の内容		許可対象:個人、組合、その他 許可件数:517件(シラスウナギだけでなく全ての種苗採捕に係る件数の合計)(2022年時点)
① 許可数上限	全体/地域別 無	
② 漁法の制限	有 /無	シラスウナギすくい網漁業(漁業法施行令第26条)。
③ 採捕量上限	全体/地域別/個別 無	
④ サイズ制限	全体/地域別 無	
⑤ 採捕期間制限	全体/地域別 無	
⑥ 採捕数量の把握主体	国及び地方自治体	無許可のシラスウナギ採捕の規制
⑦ 罰則	有 /無	無許可で漁業を営んだ場合の罰則:1年以下の懲役又は1,000万ウォン以下の罰金
業界による自主的な取組		

親ウナギ漁		備考
親ウナギ漁の条件	自由 <input checked="" type="checkbox"/> 許可など必要	認可が必要
許可などの根拠	<input checked="" type="checkbox"/> 法律 / その他	内水面漁業法第6、9、11条 内水面漁業法(2000年7月29日)
管理主体	海洋漁業省養殖産業課内水面漁業チーム	承認主体: 地方自治体
上記制限の内容		許可などの対象: <input checked="" type="checkbox"/> 個人、組合、その他() 承認は魚種別ではなく漁法別に発給されるため、正確な数は把握できない。
① 許可数上限	全体 / 地域別 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
② 漁法の制限	<input checked="" type="checkbox"/> 有 / 無	定置網、延縄、築
③ 採捕量上限	全体 / 地域別 / 個別 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
④ サイズ制限	<input checked="" type="checkbox"/> 全体 / 地域別 / 無	15cm~45cm
⑤ 採捕期間制限	<input checked="" type="checkbox"/> 全体 / 地域別 / 無	6か月間(10月1日~翌年3月31日)の禁漁
⑥ 採捕数量の把握主体	国及び地方自治体	無許可での親ウナギ採捕の規制
⑦ 罰則	<input checked="" type="checkbox"/> 有 / 無	無許可で漁業を営んだ場合の罰則: 1年以下の懲役又は1,000万ウォン以下の罰金
業界による自主的な取組		

その他、特筆すべき資源管理措置がある場合は、以下に記入してください。

チャイニーズ・タイペイ(仮訳)

ウナギ養殖業		概要
ウナギ養殖業の条件	自由 <input checked="" type="checkbox"/> 許可など必要	
許可などの根拠 ※	<input checked="" type="checkbox"/> 法律 <input type="checkbox"/> その他	ウナギ養殖業池入れ管理規則:2014年11月14日
管理主体	農業委員会	
上記制限の内容		
① 許可数上限	<input checked="" type="checkbox"/> 全体 <input type="checkbox"/> 地域別 <input type="checkbox"/> 無	許可対象:業者、養殖場、 <input checked="" type="checkbox"/> その他(養殖業者) 許可者数: 420件(2022-2023年漁期)
② 施設規模上限	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
③ ニホンウナギの池入れ量上限	<input checked="" type="checkbox"/> 全体 <input type="checkbox"/> 地域別 <input type="checkbox"/> 個別 <input type="checkbox"/> 無	
④ その他のウナギの池入れ量上限	<input checked="" type="checkbox"/> 全体 <input type="checkbox"/> 地域別 <input type="checkbox"/> 個別 <input type="checkbox"/> 無	
⑤ 池入れサイズ制限	全体 <input type="checkbox"/> 地域別 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
⑥ 池入れ期間制限	全体 <input type="checkbox"/> 地域別 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
⑦ その他の制限	全体 <input type="checkbox"/> 地域別 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
⑧ 池入れ数量の把握・管理主体	漁業署 <input type="checkbox"/> 地方自治体 <input type="checkbox"/> 台湾養鰻業開発財団、地元養鰻業者組合	養鰻業者は池入れ後10日以内に池入れ量を報告する必要がある。
⑨ 出荷数量の把握・管理主体	漁業署 <input type="checkbox"/> 地方自治体 <input type="checkbox"/> 台湾養鰻業開発財団、地元養鰻業者組合	養鰻業者の生産量は、池入れ量を超えてはならない。
⑩ 罰則	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	無許可養殖の罰則:30,000台湾ドルから150,000台湾ドルの罰金 池入れ数量を超えた場合の罰則:30,000台湾ドルから150,000台湾ドルの罰金
業界による自主的な取組		

シラスウナギ漁		概要
シラスウナギ漁の条件	自由 <input checked="" type="radio"/> 許可など必要	シラスウナギの漁獲のほとんどは漁船によるものである。そのため、主な管理措置は漁船に対するものである。所管当局の認可を得た漁船がシラスウナギの漁獲をすることができる。
許可などの根拠 ※	<input checked="" type="radio"/> 法律 / その他	クロコの漁期制限に関する規制(2013年9月9日) 沿岸クロコ漁業に係る指示(2013年11月27日)
管理主体	農業会議	
上記制限の内容		許可などの対象: 個人、組合、 <input checked="" type="radio"/> その他(漁船) 許可件数: 322 採捕従事者: 322人
① 許可数上限	全体 / 地域別 <input checked="" type="radio"/> 無	
② 漁法の制限	<input checked="" type="radio"/> 有 / 無	漁船: 袋網、定置網等 沿岸域における人力によるstow net、定置網等
③ 採捕量上限	全体 / 地域別 / 個別 <input checked="" type="radio"/> 無	
④ サイズ制限	全体 / 地域別 <input checked="" type="radio"/> 無	
⑤ 採捕期間制限	<input checked="" type="radio"/> 全体 / 地域別 / 無	毎年3月1日から10月31日
⑥ 採捕数量の把握主体	地方自治体及び地元漁業組合	シラスウナギ漁業者は地元漁業組合に漁獲量を報告することが推奨される。
⑦ 罰則	<input checked="" type="radio"/> 有 / 無	禁漁期間中の操業に対する罰則: 30,000台湾ドルから150,000台湾ドルの罰金
業界による自主的な取組		

※ 法律や規則の英文がある場合には添付してください。

親ウナギ漁		備考
親ウナギ漁の条件	<input checked="" type="radio"/> 自由 / 許可など必要	
許可などの根拠 ※	法律 <input checked="" type="radio"/> その他	禁漁区・禁漁期に関する規則 制定日又は制定予定日: 2013年から
管理主体	地方自治体	
上記制限の内容		
① 許可数上限	全体 / 地域別 <input checked="" type="radio"/> 無	
② 漁法の制限	<input checked="" type="radio"/> 有 / 無	禁漁区・禁漁期に関する規則の管理措置に基づき、いかなる方法でも水生動物を採捕することは禁じられている。
③ 採捕量上限	全体 / 地域別 <input checked="" type="radio"/> 個別 / 無	
④ サイズ制限	全体 <input checked="" type="radio"/> 地域別 / 無	8cm以上のクロコ
⑤ 採捕期間制限	全体 <input checked="" type="radio"/> 地域別 / 無	禁漁区については周年
⑥ 採捕数量の把握主体	地方自治体	台湾の41河川で若齢ウナギ及び親ウナギの漁獲禁止
⑦ 罰則	<input checked="" type="radio"/> 有 / 無	禁漁区・禁漁期における操業に対する罰則: 30,000台湾ドルから150,000台湾ドルの罰金
業界による自主的な取組		

その他、特筆すべき資源管理措置がある場合は、以下に記入してください。